

## 神戸市中央卸売市場本場に係る場外買荷保管所賃借料補助金等交付要綱

平成 27 年 8 月 1 日 副市長決定

### (目的)

第 1 条 この要綱は、神戸市中央卸売市場本場再整備事業に伴う西側 2 期第 2 卸売場（土物等買荷保管所。以下「旧第 2 卸売場」という。）の廃止により講じた措置（用地等の賃借）に関する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱において場外買荷保管所とは、旧第 2 卸売場の代替として市場外に確保した買荷の保管施設をいう。

### (対象者)

第 3 条 補助事業等の対象となる者は、旧第 2 卸売場の使用許可を受け、市場外にその代替施設等を賃借により確保した事業者とする。

### (対象経費)

第 4 条 補助事業等の対象となる経費は、神戸市中央卸売市場の青果物を取り扱うために補助事業者が借上げる施設賃借料のうち、旧第 2 卸売場における土地使用相当に見合う分とする。

### (補助金等の額)

第 5 条 補助金等の額は、予算の範囲内で一箇月につき ¥ 1, 5 3 1, 5 3 0 円を限度とする。

### (交付申請)

第 6 条 申請者は補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金等の交付を申請するときは、次に掲げる書類を、当該補助事業を実施しようとする年度の 5 月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書
- (3) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (4) 当該場外買荷保管所賃借契約書の写し
- (5) 当該場外買荷保管所の履行継続の確認が認められる書類等

### (交付の決定)

第 7 条 市長は、補助金規則第 6 条による補助金等の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後 1 ヶ月以内に申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金等交付決定通知書（様式第 2 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金等不交付決定通知書（様式第 3 号）

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助事業等の変更等)

第8条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金等交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業等中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を当該補助対象の交付決定日の属する市の会計年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金等交付決定変更通知書(様式第6号)又は補助事業等中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後、速やかに市長まで提出しなければならない。

- (1) 補助事業等実績報告書(様式第8号)
- (2) 事業の実施状況がわかる書類
- (3) 補助事業等に係る収支決算書

2 市長は、補助金規則第16条により補助金等の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、前項の報告受理後5日以内に、期限を定めて確定した交付額を超える部分の補助金等の返還を命じるものとする。

3 補助事業者は、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

(交付額の確定)

第10条 市長は、補助金規則第16条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により速やかに補助事業者に通知するものとする。

- (1) 補助金額等確定通知書(様式第9号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金等の請求)

第11条 補助事業者は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等請求書(様式第10号)を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 補助金等の請求は、前期、後期の2回による概算払とする。

3 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金等を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助金規則第19条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金等交付決定取消通知書(様式第11号)により当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金等を返還させるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。